

公文書館における私文書の収集と整理：実践と課題

呉屋美奈子⁺
富永 一也⁺⁺

はじめに：私文書の収集と整理の問題

1 収集の課題

- 1-1 地域資料とは
- 1-2 公文書の収集との比較
- 1-3 未整理私文書の現状と優先順位

2 整理の課題

- 2-1 優先リスト掲載の私文書とその状況
- 2-2 私文書目録整備の問題点
 - 2-2-1 整理とは
 - 2-2-2 公文書の状況——シリーズの有効活用——
 - 2-2-3 私文書整理におけるシリーズ編成の問題
 - 2-2-4 ガイド上の位置決定の問題
- 2-3 図書館において私文書の整理は可能か
 - 2-3-1 アーカイブズ的手法と図書館的手法
 - 2-3-2 専門性の問題

終わりに

補論

- コラム 1：重複していく刊行物
- コラム 2：私文書中の刊行物
- コラム 3：上流の水質良好——財団法人郵便貯金住宅等事業協会文書について
- コラム 4：地域資料整理計画
- コラム 5：私文書シリーズ化における複数の分類軸
- コラム 6：刊行物とシリーズ

はじめに：私文書の収集と整理の問題

小論の二人の筆者は、平成17年度の一年間を通して、沖縄県公文書館の地域資料収集整理担当として主に私文書に係る業務を行った。筆者の一人（富永）は、公文書館勤務通算7年目で、初めて地域資料を担当した。もう一人の筆者（呉屋）は、司書の資格を持ち、沖縄県公文書館での非常勤勤務2年目であった。

平成17年度に行った地域資料業務について、筆者らは、一定の誇りを抱いている。アドホックながら、未整理資料の整理計画案を作成し、優先順位に沿って資料を整理、公開していった。また、カジュアルな受贈を制限し、収集時には評価選別を行うようにしたため、年度末の収支は、開館以来始めて整理・公開数が収集数を上回り、未整理地域資料の

⁺（財）沖縄県文化振興会公文書管理部一般嘱託員、筑波大学博士課程在学中（日本文学、図書館情報学）。

⁺⁺ 沖縄県公文書館公文書主任専門員。

縮減にささやかながら貢献することとなった。¹

しかしながら、同時に忸怩たる思いもある。地域資料をめぐるのは、県立図書館と収集が重複している状況もあり、そもそも公文書館においてなぜ地域資料を扱うのか、という理念的・実務的な問題を、収集基準や選別基準の改訂、という具体的な提案に結実させることができないままに業務を後任へと引き継がざるを得なかったことである。また、未整理資料の整理計画にしても、この種のものは初めて作成されたとはいえ、優先順位の背後にある考え方を全体で共有するには至らなかったのが実状である。さらに、私文書を整理していく中で、私文書を公文書と同様の目録システムで扱うことの困難さに気づいたが、やむなく後述するような方法で業務を進めていった。私文書の整理システムについては将来、抜本的な見直しが必要であろう。

小論は、筆者らが、地域資料担当としてチームを組んだ一年間の業務の中で気づいたことや考えたことを基にして、公文書館における私文書の収集、評価選別、整理などについて考察するものである。随所に図書館との比較を行った。偶々ではあるが、呉屋は図書館情報学博士課程に在学中であり、また、富永は平成13年度から4年間、沖縄県立図書館に勤務した経験を持つ。それぞれの筆者の知見を合わせることにより、沖縄県公文書館のみならず、より一般的な意味での公文書館における私文書の位置づけをめぐる議論において、何らかの新しい視点が提供できるのではないかと考えたのである。筆者らの目論見が少しでも成功していれば幸いである。

1 収集の課題

沖縄に関わる私文書は、沖縄県公文書館では地域資料と呼ばれるカテゴリーに入れられて収集されている。一方、沖縄県立図書館では、1910年の開館以来、沖縄に関する資料を郷土資料として最重要の対象に位置づけ、その収集に力を入れてきた。すなわち、公文書館の収集対象と図書館のそれとが重複している状況であり、そこにおいては、特に後発の公文書館における地域資料の収集の意味づけが課題となる。あえて県立図書館との重複を顧みず収集を行うのであれば理念上の、県立図書館と調整を行うのであれば実務上の意味づけをクリアしなければならないことになるが、ここではまず、「地域資料」の概念について説明しておくことにしよう。

1-1 地域資料とは

一般的に地域資料とは地域に関するあらゆる資料を指す。図書館界においては例えば「当該図書館が存在する地域内での出版物および地域に関する歴史や現状を知る上で有効な資料」と説明されており（今まど子編『図書館学基礎資料 第6版』樹村房 2006年）、地域に根ざす県立図書館や市区町村立図書館では重要なコレクションとして、積極的に収集している。図書館法にいう「郷土資料」とほぼ同義と考えてよい。²

¹ 開館以来の実績を年報で確認すると、通常の年度では収集実績が登録実数を上回っており、筆者2人が担当した平成17年度が唯一、整理の点数が収集数を上回った年となった。この年度は収集598点に対して、整理数2,200点である。開館以来の累積実績は、平成17年度末の統計によれば、累計79,254点の収集に対して、24,803点の整理点数となっており、約3分の2が未整理のままとなっている（文書及び及び及び刊行物のみ。映像音声及び及び档案資料は別統計）。沖縄県公文書館の平成17年度版年報をHPで参照のこと。http://www.archives.pref.okinawa.jp

² 根本彰は、「郷土資料」にかわり「地方資料」、そして次に「地域資料」と新しい呼称が提案され、使用されてきた歴史的背景について触れ、それぞれの語の持つ思想性やニュアンスの違いを指摘している。根本彰「地域資料サービスの意義」『地域資料入門』（三多摩郷土資料研究会編 1999）参照。その主張に賛意を表しつつも、混乱を避けるために拙論では、「郷土資料」と「地域資料」を同義に扱い、混在させたが（ただし、郷土資料概念に含まれる「地方行政資料」はこの議論から除

公文書館法においては、図書館法の「郷土資料」に該当するような、地域性に明確に依拠した概念の文言はない。³ それは沖縄県公文書館の設置管理条例においても同様であるので、沖縄県公文書館でいうところの「地域資料」の概念を求めるのであれば、かなり局所的だが、館長決裁レベルの「沖縄県公文書館資料収集基準」にまで降りていかなければならない。⁴ 同第1条（総則）の表を見ると、公文書館資料は行政資料と地域資料から成り、さらに地域資料は1 古文書、2 档案、3 沖縄関係資料に細分されるが、小論で事例的に取り上げるのは筆者らが実際に整理にあたった資料、すなわち沖縄関係資料であり、その中でも個人が蓄積した文書（紙文書以外のメディアや、蔵書も含む）が主たる対象である。すなわち、「沖縄県公文書館資料収集基準」の第8条の3において、「沖縄県及び前記第3条、4条に列挙する機関の要職にあった者並びに沖縄の政治、経済、文化に対して深く関わった者又は影響を及ぼした者に関連する資料又は同人が有していた沖縄関連資料」と規定されているものである。これらを本稿では「個人文書」あるいは「私文書」と言い換えて論じることとするが、もとより厳密な定義ではなく、行論上の便宜からそれが指す対象範囲を示したものとして了解されたい。

筆者らは、私文書を事例として取り上げたが、そこにおいて示唆される問題は、ここで事例的に議論しなかった（沖縄県の公文書を除く）その他の資料、つまりは「地域資料」として収集されている資料についても適用されるものであると考えている。ひとつひとつの議論において、必ずしも事例のサポートの有無には囚われず、より広い視点でのディスカッションも排除していない。沖縄県公文書館資料収集基準というローカルルールとローカルなケースに拠りながら、どこまで普遍的な議論に寄与することができたのか、つまりは読者の参考となり得たかは、読者の判断に委ねたい。

1-2 公文書の収集との比較

沖縄県公文書館は、平成7年の開館以来、地域資料の収集に力を入れてきた。開館10年目が完結する平成17年度末の統計では、累積で79,254点の地域資料が収集されたことになっている。また、24,803点が整理され、公開されている。単純な比較はできないが、沖縄県の公文書の収蔵数（28,217箱）、整理数（9,951件）と比べてみても、その力の入れ方がわかる。⁵ しかしながら、私文書の収集及び整理には、解決されていない問題が多い。公文書の収集・整理と比較してみるとわかりやすい。

さて、「公文書の収集」と言ったが、実際には、公文書を「収集」する、というのは正確な言い方ではない。「収集」というのは、その出自において、互いに直接関係のない資料を何らかのテーマや基準に沿って取得していくことであり、いわば広大無辺の資料宇宙から、収集者（個人コレクターであろうと、collecting institution（収集機関）であろうと）の側の判断においてある種のもを自らの収蔵資料として固定することに他ならない。

図書館はまさにこの種の収集をしている。図書館法において、「図書館」とは「図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、保有して、一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設」と定義されている。⁶

外した）、図書館法における呼称をふまえ、図書館の地域資料に言及するときに「郷土資料」を用いた。

³ 公文書館法は、対象となる公文書等をその出処で規定している。富永一也「公文書館論」（沖縄県公文書館研究紀要第3号、2001年、参照）

⁴ 同収集基準は、沖縄県公文書館HP掲載の年報で参照できる。 <http://www.archives.pref.okinawa.jp>

⁵ 例えば、沖縄県公文書館に寄贈された岸秋正文庫（蔵書数約11,000）の整理には、平成9年度の一時期、20人の整理員が委託されていた。

⁶ 図書館についてと同様なことが博物館についてもあてはまる。博物館法において、「博物館」と

一方、公文書館法において、公文書館とは「歴史資料として重要な公文書等を保存し、閲覧に供するとともにこれに関連する調査研究を行うことを目的とする施設」とされており、図書館法や博物館法（註5参照）で用いられる「収集」という言葉は、一切用いられていないのである。理由としては、公文書館が図書館、博物館と違い、出处によって公文書を取得することにある。公文書館法にいう「公文書等」とは、国又は地方公共団体が保管する公文書その他の記録（現用のものを除く。）をいうのであり、それを公文書館が取得するのは、記録管理の延長上にある。したがって「収集」ではなく、引き渡しと呼ぶのがふさわしい。ところが地域資料についてはこの「引き渡し」という形態が存在しない。公文書の引き渡しと地域資料の収集は、似ているようだが、実際にはかなり様相の異なる業務である。

沖縄県公文書館の収集した地域資料のボリュームの多くを占めるのが、個人蔵書である。地域資料は、個人の申し出により収集される場合が多いが、収集に際してはほとんど選別をしたことがない。その結果、重複資料が年々増大し、ある資料は重複したまま登録・公開され、また別の資料は整理されないかわりに処分もされずそのまま書庫に保管されている。地域資料を選別しなかった背景には、寄贈者への遠慮の他にも、選別・廃棄を行うと、コレクションの持つ原秩序や全体性・完結性を損なってしまう、という考え方が働いていたようである。しかしながら、このような考え方に対しては次のような事実を指摘しておかなければならない。すなわち、公文書館資料の核というべき公文書については、一般的に評価選別によって90%以上を廃棄するのが通常であり、沖縄県公文書館に限って言えば、一次選別後の公文書の約80%を廃棄している。評価選別が原秩序を損なうという理由で避けるべきことであるならば、真っ先に公文書の評価選別を取りやめなければならないが、現実にはそのような視点からの評価選別反対論は出ていないので、公文書と私文書の間には評価選別において二重基準が存在してきたといえることができる。（コラム1：「重複していく刊行物」参照）

たとえ、アドホックなものであろうと、整理の背後には理念が必要である。逆にいえば、整理業務の詳細は、背後にある思想の反映なのである。筆者らは、私文書については評価選別を行うべきではない（＝すべてが同様に大切である）、という考えには与しなかった。したがって、実務に際し、以下のような考え方が可能であった。すなわち、(1)コレクションとコレクションとの間に優劣、つまりは整理の優先順位をつけることができる、(2)同一コレクション内で不要と思われる資料を除外していくこと（ウィーディング＝雑草抜き）が整理前に行われるべきである。⁷

は、「歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関」と定義されている。ただし、図書館においてであれ、博物館においてであれ、「収集」とは「方針」及び「計画」に従って行われるもので、恣意性をなるべく排さなくてはならない。

⁷ これは本来ならば、収集時に評価選別の一環として行うべきものとする。筆者たちの一人（富永）は、沖縄県立図書館資料課勤務時の平成15年度から16年度にかけて、私文書の評価選別のために県内や県外に何度か出張した。その経験から、(1)評価選別にかかる1時間は、評価選別をせずに収集する場合の労力を10時間は軽減するであろうこと、(2)したがってより多くのすぐれた私文書を県立図書館という公的領域にすくい上げることができること、(3)私文書の評価は、そのコレクションの特長と自館の蔵書構成とをよく勘案して行うこと、などを学んだ。ちなみに、平成15年度は、そのようにして1万1千件の資料を収集したが、選別により整理対象を数分の一に絞り込んだため、1年以内にはほぼすべてを公開することができた。また、翌平成16年度には「新収蔵展」を開催し、寄贈者を顕彰するとともに、広く一般に収集コレクションを周知することに努めた。その記録は、県立図書館のHPで確認できる。

<http://www.library.pref.okinawa.jp/okilib/syoko/kiroku/20041201/20041201a.html>

そのような考えに立脚し、筆者らは、未整理私文書の存在する複数の書庫において、書架から書架へと視認調査を行うことから17年度の業務を開始した。この10年間に蓄積された未整理の地域資料の内容とボリュームを確認するためである。整理の優先順位はこの調査の結果をもとに立案されるであろう。

1-3 未整理私文書の現状と優先順位

未整理の私文書の大部分は、本来、評価選別待ちの県文書を保管することを目的とする1号書庫に集中している。それらは、状況によって以下の3通りに大別される。

- 1) 全くの未整理：この段階の資料は未整理私文書全体の6割近くを占める。中には、受入時の目録が確認できず、来歴も不明となった資料も含まれる。
- 2) 一部整理済みだが、そのまま未整理として残された部分：整理された部分が主として刊行物であり、文書資料が多く未整理として残されているパターンから推測すると、同一私文書の中でも整理しやすい図書類を先に整理し、時間のかかる文書類が後回しになったものと思われる。(コラム2：「私文書中の刊行物」参照)
- 3) 整理済みで複本が登録対象外となり残ったもの：選別をせずに収集する慣行により、寄贈者に著作がある場合、同一コレクションの中に、その著作物が数十冊もの重複本として含まれるケースが多々ある。さすがに、同一コレクション内に、数十冊の同一タイトルの図書を登録することは行われていないが、かといって処分されることもなく書庫に留まっている。ただし、同一タイトルの刊行物であっても、異なる私文書に含まれている場合には、重複を厭わず、整理・公開されている。

県公文書館が地域資料を収集する根拠としている「沖縄県公文書館収集基準」は、沖縄に関する資料であればほとんどすべてが収集の対象となることを宣しているが、その中で何が優先されるべきか、という評価の基準とはならない。その結果、個人蔵書をはじめ、断片的資料、モノ資料、その他あらゆる資料が収集されてきたことは、調査をして改めて痛感させられたことであった。⁸ 同時に、沖縄の団体組織については「収集基準」に定めがないため、例えば戦前、戦中の郵便貯金の補償運動の成果から設立された「郵便貯金住宅等事業協会」が解散する時に、基準に拠るのではなく、その団体の行ってきた事業の公共性に照らし、館長の特別な判断をもって収集する、といったイレギュラーな形態を取らざるを得なかったこともあった。(コラム3：「財団法人郵便貯金住宅等事業協会文書について」参照)

さて、著者らが、書庫調査をもとに、最初の整理計画案を完成したのは8月であった。⁹ この計画案は年度末に至るまで、その時点での整理達成状況を更新しながら何度も改訂していった。案を作成するうえで優先すべき基準として、(1)行政の長であった者の、その職務に関連するもの(最優先)、(2)(1)に準ずる者あるいは戦後沖縄の政治に大きな影響力を持った者の資料、を措定した。¹⁰ 他に、理念的なものではなく、実務的な感覚からでは

⁸ 筆者らのチームが地域資料を担当する直前、平成17年3月25日に「沖縄県公文書館資料選別基準」が館長決裁されている。その中で、地域資料については、6項目の選別基準が挙げられているが、「6. 沖縄の歴史を研究する上で、貴重な価値を有する資料」のように沖縄関係資料については、収集できる基準となっている。

⁹ もちろん、整理作業は取りあえず4月より開始・継続していた。

¹⁰ (1)に措定する行政の長の私文書については、収集においても最優先カテゴリーであるはずである。そこで、日本復帰後の沖縄県知事(屋良朝苗、西銘順治、大田昌秀。敬称略)の私文書を収集することをラフな年次案にしておいたが、筆者らの力量不足で正式案にはしていない。ただし、館長の

あるが、(3)長く未整理となっているもの、(4)一部が整理・公開され、他の部分が未整理のままになっているもの、(5)すでに展示に使われ、展示図録にも掲載されているため、問い合わせの多いもの、(6)整理プロセスの途中で整理作業が中断されているもの、などに対しては、優先順位を指定するに際してある程度考慮を行った。実際には、実務上の考慮(3)～(6)は、(1)～(2)と重なることが多かった。(コラム4：「地域資料整理計画」参照)

さて、整理の優先順位の問題は、収集及び評価選別の問題であると同時に整理上の課題とも不可分の問題である。そこで収集・評価選別の問題はここで措くこととし、整理の課題について次章で論じる。上に述べた筆者らが高い優先順位をつけた私文書について、その概要と当時の状況を解説しつつ、次章の導入としよう。

2 整理の課題

2-1 優先リスト登載の私文書とその状況

前章で触れた筆者らの整理計画には、計画年度が未記入であった。それは、業務を行い、ある程度の経験を積む中できちんとした見通しを立てるつもりで、あえて最終年度を設定せずに業務を走らせていったためである。いずれにせよ、地域資料の整理において、この種の計画は初とってよいものであったので、1年の終わりに業務のスピードと手法を点検しながら、アドホックな計画を洗練し、正式のものにしていく心づもりであった。ただし、根拠は無いながら、このリスト上の文書を処理できるのは、最低でも5年先になるだろうと予測していた。1年間業務を行ってみて、実際の進捗は、予測に倍していたと感じている。以下は、リスト登載した主な私文書の整理計画及び実際の整理についての、筆者らの基本的な認識である。この中には、17年度で整理・公開したものもあれば、整理途中で次の担当に引き継いだものもある。17年度末の整理状況については、前述のコラム4を参照してほしい。

(1) 平良幸市文書。元県知事(在任：1976年～1978年)の私文書であり、受贈から満10年が経過しようとしていたが、なぜか一部刊行物のみが整理・公開されており、文書及び残りの刊行物は未整理のままであった。受け入れレベルのリストからも、人生の大半を公人として活動した故人のエッセンシャルな資料であることがうかがわれ、筆者らは、最優先に整理・公開すべきものと認識した。

(2) 松岡政保文書。元琉球政府行政主席(在任：1964年～1968年)の私文書であり、受贈から満10年が経過していた。刊行物の一部のみ登録され、文書については全くの未整理であったが、とにかくも整理を試みた痕跡はあり、資料の秩序(資料の目録上の並びやフォルダ分けした内容や採ったタイトル)は受入時のリストと大きく異なっていた。¹¹

移民関係の資料を含み、それらは未整理ながら、すでに沖縄県公文書館の企画展や常設展で使用され、展示図録にも掲載されていたため、問い合わせが絶えなかったが、未整理のため閲覧には供さない状態が続いていた。寄贈者である長男のお宅からそれこそ「根こそぎ」持って来る形で公文書館へ搬送したため、非常にプライベート性の強いもの(家族アルバムや成人した子どもたちの財産及び納税関係文書など)も含まれており、寄贈者家族もそれを気にしていた。公文書館としても非本質的な資料¹²であり、それら

でこ入れで、読谷村教育委員会蔵の屋良朝苗日誌をマイクロフィルム撮影することができた。

¹¹ このことは筆者らを大いに悩ませた。現物資料と目録情報との同定作業は神経をすり減らす業務であり、全くの白紙から仮目録を作成するほうがはるかに早く、また楽でもあるのだが、この作業にはinventory(在庫調査)の意味もあるのでとにかく遂行し、所在を確認できなかった資料については上司に報告を行った。

¹² ここで「非本質的な資料」というのは、ある私文書を受贈する際、公文書館でその私文書に対し

を選び分ける作業も整理プロセスに挿入した。

- (3) 大田政作文書。元琉球政府行政主席（在任：1959年～1964年）の私文書。刊行物と文書を受贈。受贈から5年が経過していたが、刊行物の数冊が登録・公開されたきりとなっていた。¹³ 我々は、文書を優先して整理することとした。整理途上の目録データを見つけることはできなかったが、受贈手続きの一件文書に添付された紙の目録が件レベルまで採られていたこと、また、その後の物理的仕分け（フォルダ分け）が受入時目録によく沿っていたことにより、作業は比較的スムーズに進行した。もうひとつ大田政作文書に顕著な特徴は、受贈の時点で資料がよく絞り込まれていたことである。本人の生前の選別にかかるものか、あるいはご子息のそれによるものと思われるが、行政主席時代の文書を中心に、公人（戦前の澎湖庁長時代含む）として、あるいは私人（弁護士）として沖縄問題に関わった資料がコンパクトなサイズにまとまっており、他の私文書ではしばしば行わざるを得なかった選別やウィーディング（非本質的な資料や重複の排除）が不要であったことも、整理効率上大いにプラスした。¹⁴
- (4) 比嘉太郎文書。比嘉太郎（生没年：1916年～1984年）は沖縄県系ハワイ二世、沖縄戦に通訳兵として参加したことで有名である。移民史家でもあり、その移民関係写真コレクションの中から未整理のままに公文書館の企画展に使用、図録にも掲載し、もって閲覧者の要求や出版者の需要を大いに高めた点は先述の松岡政保文書と事情を一にしている。文書及び数百冊にのぼる蔵書を受贈したが、蔵書の一部分はすでに整理公開されていた。受贈からは10年が経過しようとしているところであった。¹⁵
- (5) 湧川清栄文書。ハワイ移民一世である湧川清栄（生没年：1908年～1999年）の私文書。幅広い分野を研究した知識人であり、湧川文書中の移民関係研究資料は、当該文書が未整理のうちから沖縄県公文書館の企画展で用いられ、世に知られていた。整理段階としては、筆者らが地域資料チームとして整理をする前の年度（平成16年度）に委託費を計上し、受入目録にフォルダごとの情報を加えたレベルの目録が作成されていた。整理の流れを中断させないためにも、優先リストに加えた。ただし、非本質的な資料も多々あり、ウィーディングにも時間をかけた。¹⁶

で認める受贈に値する理由が当てはまらないものを指す。

¹³ 登録された刊行物は全体の1割ほど。我々は、書庫調査の途中で、残りの9割の刊行物を「発見」したが、そのすべてに既蔵の図書との重複チェックがなされた痕跡を認めた。ところが、筆者らが気づいた時点では作業中断からすでに数年が経過していたため情報が古くなっていた。せっかくの重複検査作業の結果ではあったが、もはや信頼できる情報ではなく、活用するわけにはいかなかった。

¹⁴ 大田政作文書については、他の整理途上の私文書と比較して、かなりの程度まで整理の最終段階に近かったといえる。あとはシリーズ編成を行い、細かいデータチェックを行えば公開できたはずであるが、なぜ整理が中断されたのか、石切場で抛棄されているイースター島のモアイ像と同じくらいに筆者らの首をひねらせた。

¹⁵ 比嘉太郎文書中、展示に使用されたものが「在庫調査」の結果、不明となっていることがわかったが、やがて別の書庫で発見することができた。ただし、同じく展示に使用した別の資料群（湧川清栄文書など）と一緒にされていたので、資料一点一点の原資料群を特定するのに時間がかかった（ただし、最終的な結論が正しいかどうかは一件ごとの目録がない以上はもはや確認する手段がない）。ところで、比嘉太郎文書の整理を急いだのには、別にも理由があった。もともと、世界中の沖縄県系人が故郷に集まるイベント、「世界のウチナーンチュ大会」の前々回の開催時に寄贈が決まった文書なので、翌年に次回開催が迫っていることを考え、ハワイ在の寄贈者（比嘉太郎の子息）が沖縄を訪問することを予測し、せめてその記念になれば、という願いがあった。この予測は的中することとなった。

¹⁶ 職場（新聞社）で使用済みとなった通信社配信の写真、未使用のポストカード、使用しなかったインデックスカードの断片、領収書、雑誌からちぎりとった記事などウィーディング対象となる資料はさまざまである。永久歯（奥歯）が包みから現れたこともあった。

- (6) 稲嶺一郎文書。戦後沖縄の財界及び政界に大きな影響を持った稲嶺一郎（1905年～1989年）の文書。ご子息の稲嶺恵一氏（当時りゅうせき社長、後に沖縄県知事。在任：1998年～2006年）より受贈してから9年が経過していた。根こそぎ型収集の典型例だったようで、段ボールで二百数十箱にのぼる資料の受け入れリストを作成する業務には、嘱託員一人が専任であっていたが、2年越しの作業の結果見えてきたものは、このペースではあと5～6年かかるだろう、ということであった。そこで、ウィーディングを先に進めることとした。いずれにせよ、基本的なリストが整備されるまでは私文書の全体像がつかめず、シリーズ編成を行うことも困難である。かといって、非本質的な資料のデータまで詳細に採るのは無駄である。ウィーディングの目的の一つは、きちんとした目録を採るべき、つまりはそれだけ労力を投入すべき本質的な資料と、非本質的で、簡便なリストで処理できる資料を振り分けることである。この作業は平成18年度も続けられている。¹⁷
- (7) 屋良朝苗文書。最後の琉球政府行政主席（在任：1968年～1972年）にして沖縄復帰後初代の県知事（在任：1972年～1976年）であった屋良朝苗の直筆、あるいは側近への口述による日記、日誌、備忘録。原資料は読谷村教育委員会に寄贈されている。寄贈者であるご子息と、現所蔵者である読谷村教育委員会のご厚意で、マイクロフィルムに収めた。筆者らのアドホックな基準からいえば、最優先で整理・公開されるべきカテゴリーの資料である。また、実務的にいえば、当該文書はシリーズ編成上の難しさは特になく、個人情報の確認と保護措置を施せば公開できるものではあったが、複製物の納品が年度末に近かったため、整理は後任に引き継いだ。

2-2 私文書目録整備の問題点

2-2-1 整理とは

沖縄県公文書館において「整理業務」とは、資料を受け入れた以降の時点から閲覧に供するまでのプロセス（フォルダリストの作成から再編、目録記述、個人情報の保護、そして簡単な資料保存措置に至るまで）をすべて含めている。したがって英語でいう arrangement（編成）と description（記述）をあわせたものにほぼ相当するといえるだろう。この一連のプロセスの最終地点（公開）に至るまでは、その資料は「未整理」とされるので、トートロジーのようだが、整理業務とは、資料受け入れのための業務を除いた、公開に至るまでの必要な一連の措置に係る業務、と言い換えることも可能であろう。

2-2-2 公文書の状況——シリーズの有効活用——

さて、沖縄県公文書館は、平成18年度より、公文書の評価選別と整理において、その手法を大幅に変えている。まず、評価選別においては、シリーズ評価の考え方と手法を創出しつつある。沖縄県公文書館の公文書評価選別及び整理における「シリーズ」概念の詳細についてはいずれ稿を改めて論じることとするが、一言でいえば行政の個々の業務を単位とし、それに伴って作成あるいは収受、そして保管された一連の文書とリンクさせるべく創造する概念の束といってよいだろう。

つぎに、整理業務については、評価選別業務におけるシリーズ記述を流用し、同一シリー

¹⁷ 本稿執筆中（平成19年1月）に、ウィーディング作業が終了した。3名のチームが、週1回の頻度で1年間続けたこの作業により、2,135件の資料が本質的、4,683件が非本質的な資料と判断されたという。選別率は31%ということになる。単純に言って、この作業により、本整理にかかる労力はおよそ三分の一ですむことになった。ウィーディングされた資料は別置保管されており、受入れリスト上で確認できるようにしてある。今後、寄贈者の意向を汲みながら、返還あるいは処分などの最終措置がなされる。

ズにリンクする簿冊やフォルダについては、まずこの記述を共有させ、次に個々の簿冊やフォルダに固有の情報（ローカルな情報）をそれぞれの目録に記述する、という手順に変えつつある。もちろん、沖縄県公文書館の目録情報システムはすでにシリーズ記述とそのシリーズに属する文書とをリンクさせる構造を持っているので、今回の手法の変化は、目録構造を改変したのではなく、これまで個別に行われてきた評価選別と整理というそれぞれの業務を有機的に結合したものといえる。整理段階において、もはやシリーズは個別の簿冊の目録から帰納されるものではなく、評価選別というより早いステージから手渡されるものとなった。これにより、ローカル記述における重複情報入力避けられ、目録入力の効率性が高まりつつある。

2-2-3 私文書整理におけるシリーズ編成の問題

沖縄県公文書館の目録情報データベースシステム (archas21) は、公文書と私文書を齊一的に扱うフォーマットと構造を持っている。¹⁸ 細かな点では違いもあるが、記述レベルにおいて、フォンド—サブフォンド—シリーズ— (アイテムグループ) —アイテムという階層構造を持ち、しかも出処 (組織、個人) に他の記述レベルを従属させている点は、国際公文書館会議 (ICA) の目録記述国際標準 (ISAD (G)) の基本的考え方に沿ったものといえる。¹⁹

さて2-2-2でも触れたように、今年度より、沖縄県公文書館においては、公文書について基軸となる概念は「シリーズ」である、という認識のもと、評価選別業務と整理業務を「シリーズ」により効果的に結びつける試みを行っている。それについての詳細な報告は別の機会に譲ることとするが、われわれの目録の将来についていえば、変遷著しい行政の組織編成に他の記述レベルを従属させるICAの方法論に拠るよりも、より息の長い「シリーズ」に依拠することにより、安定した検索の軸を提供できるようになると考えている。ところで、公文書の整理においては有効性を発揮するシリーズ編成が、私文書整理においてはたいへんに困難であり、原理的な問題をはらんでいることを筆者らは痛感することとなった。「シリーズ」については、沖縄県公文書館が現在、公文書の評価選別及び整理で採用している行政の業務直結の概念と比較すると厳密さに欠けるが、ひとまずISAD (G) 第2版の定義を採用して議論を進めることとしよう。²⁰

¹⁸ 沖縄県公文書館の目録データベースシステムの構造については、大城博光「公文書目録情報のデータベースモデル～階層構造を持つ目録情報のリレーショナルデータベースでの実装～」『沖縄県公文書館紀要 第2号』(沖縄県公文書館 2000) 参照。

¹⁹ ICAのアーカイブズ記述国際標準 (一般原則) については、アーカイブズ・インフォメーション研究会 (編訳)『記録史料記述の国際標準』(北海道大学図書刊行会 2001年)を参照のこと。また、ICAのHPでは、その後増補改訂された同原則の第2版が確認できる。
(http://www.ica.org/biblio/cds/isad_g_2e.pdf 2006.9.4)

²⁰ 沖縄県公文書館において、公文書のシリーズ編成に際して採っている方法は、その記録が生み出された業務の根拠となる組織規則や業務の背景にある法令を特定し、残された公文書を実際に参照しながら、ある業務を他の業務から分離し、ひとつの単位として認定するところから始める。そこにおいて、「シリーズ」は、物理的な保管のされ方から独立した一個の概念である。一方、ISAD (G) は、シリーズを概念として扱うのではなく、文書の物理的な集積として捉えているため、シリーズ編成においては文書の現実の蓄積のされ方に大きく左右される。そのため、シリーズを定義するための分類軸が複数存在することになり、シリーズ編成の仕方において客観性を損なう要因ともなる (例えば形態による蓄積のあり方をシリーズとして認めることは、分類に恣意性を持ち込む誘因となりえる)。ただし、これが「原秩序尊重」の原則の厳密な適用によるものであるかどうかは疑わしいところである。ISAD (G) 第2版によれば、「ファイル」とは「組織化された文書の単位であり、作成者による現用としての使用のため、あるいはアーカイブズによる整理の過程でひとまとまりにされたもの」であり、ひとまとりにする理由としては、「それらの文書が、同じ主題や活動、あるいは業務処理に関するため」としている。つまり、アーキビストが整理の過程で複数の文書を

ISAD (G) の用語解説によれば「シリーズ」とは、「ファイリングシステムに従って配列されている文書、あるいは以下の理由により一つの単位として維持されている文書——同一の蓄積過程あるいは同一のファイリング過程、または同一の活動から生じたため。特定の形態を持っているため。あるいはその文書が作成される際、收受される際、あるいは使用される際に生じた何らかの他の関係のため。」とされている。²¹ この定義は、もともとファイリングシステム、あるいはそれに類する記録管理システムの存在を前提としている。よって公文書を含めた組織文書についてはよく適用できる。しかしながら、大部分の私文書の場合、システムチックな記録管理がされているわけではない。筆者らが、私文書を整理するにあたり、シリーズ編成という難問に突き当たったのは、当然のことであった。

試行錯誤の中で、筆者らが実際に行ったシリーズ編成の詳細についてはコラムに譲るが、私文書整理におけるシリーズの問題は、以下の2点に集約される。ひとつには、分類の軸を複数設定しなくてはならないこと。したがって、目録編成者によって、全く異なるシリーズ編成となってしまうであろうこと。私文書は、公文書をはじめとする組織文書が持っているような、業務分掌を軸とした、予算年度を周期とする繰り返しのパターンを持たない。それゆえ、筆者らはシリーズ編成の分類軸として、その私文書を生成した人物の活動、時期区分、主題、文書の性質（書簡、草稿、メモなど）、メディア（写真、新聞切り抜き）といったさまざまな、しかも相互に重なり合うものを採用せざるを得なかった。（コラム5：「私文書シリーズ化における複数の分類軸」参照）

このことは、目録編成作業における恣意性が大きいことを意味する。たとえば、ある私文書コレクション中の、ある特定の書簡は、「書簡」というシリーズが編成されていればそこに存在するかもしれないが、もしかすると別のシリーズ（その人物が政治家であれば、特定の政治活動のシリーズなど）に分類されているかもしれないのである。このように、目録編成における恣意性が大きいほど、検索者にとっては調べるべき範囲が大きくなる。その程度が甚だしくなれば、ひとつの私文書コレクションをすべて調査しないではすまないところまで行き着くだろう。そうであれば、検索者はむしろシリーズという記述レベルを無視して、ファイルレベルの記述をはじめから全てあたってみるか、あるいはファイルレベルの細目情報に対してキーワード検索を行うほうが時間と労力の節約になる。しかしながら、それでは、そもそもシリーズレベルの記述が存在すべき理由が無くなってしまふ。²²

ひとつのファイルにまとめることを妨げてはいないのである。原文："File: An organized unit of documents grouped together either for current use by the creator or in the process of archival arrangement, because they relate to the same subject, activity, or transaction."この後に"A file is usually the basic unit within a record series."（「ファイルは通常、レコードシリーズ内の基本的な単位である」）と続く。

²¹ ISAD (G) 第2版、"Series"の項。語の修飾関係がやや複雑な原文の意を伝えるため、あえて意訳せず、和文としては拙いながら、その文章構造を残すこととした。正確な理解のためには、ぜひ原文を参照してほしい。原文は"Documents arranged in accordance with a filing system or maintained as a unit because they result from the same accumulation or filing process, or the same activity; have a particular form; or because of some other relationship arising out of their creation, receipt, or use."であり、直後に"A series is also known as a records series."（シリーズはまたの呼び方を「記録シリーズ」という。）とある。また、前掲『記録史料記述の国際標準』の訳文が和文としてはこなれているので、そちらも参照されたい。（p.31）

²² かねてからアメリカ式のレコードグループ体系に批判的なオーストラリア人たちは、シリーズこそ目録編成の中核であるべきとして「シリーズシステム」を開発、その案内書の草稿（"Describing Archives in Context: A Guide to Australian Practice."）をインターネット上に公表（URIはこの註の最後に記載）しているが、組織文書でない私文書については、シリーズ編成の困難さを認めているかもしれない。「シリーズシステムは、公的セクターの組織であろうと私的セクターの組織であろうと等しく適用可能」と述べるが、個人文書には言及していない。その直後に「シリーズ

私文書におけるシリーズ編成のもう一つの問題は、断片資料である。沖縄県公文書館には、戦前や米軍占領下におけるパスポート、戦時中の郵便貯金通帳、あるいは辞令書など、タイプは様々であるが、1点から数十点程度のサイズの私文書がたくさんある。この程度の規模では、そもそもシリーズ編成をすることには無理がある。²³ 逆に、無理を承知で1私文書1シリーズといった編成をしたり、あるいは所属するファイルレベルの資料が1点、あるいは数点、といったシリーズをいくつか作成したりするやり方には、ほとんど意味が認められないのではないだろうか。

2-2-4 ガイド上の位置決定の問題

沖縄県公文書館のデータベースシステム特徴の一つとして、出処を主たる分類軸とした「ガイド」を、オプションとしてではあるが、検索システムの入り口に設けていることがある。²⁴ 沖縄県公文書館のweb目録で確認していただきたいが、私文書の場合、「沖縄県公文書館資料」という全体から、「その他資料」/「文書」/「個人文書」と階層を3つ降りていったところに位置している。そこをクリックすると各私文書が出処として並列される構造である。そしてそれぞれの私文書を指定して検索すると、シリーズ及びその配下のファイルレベルの目録が表示される仕組みである。ところが、断片的な私文書も多いため、それらをすべてガイドに登録すると、個人文書ガイドがかなり膨張し、雑然としてくる。そこで苦肉の策として、「雑纂」という入り口を設け、その下のシリーズレベルに私文書群を配した。そのため、個人文書ガイドは多少すっきりとしたが、「個人文書」という階層レベルにおいて、出処とシリーズの逆転現象が起きてしまった。本来、データベースにおいてシリーズの上位に位置すべき私文書名(出処)が、「雑纂」という、シリーズレベルの記述と入れ替わってしまったのである。²⁵ 仕方なく取ったアドホックな措置であったが、原則をまげたことに対して、果たしてこれでよかったのかどうか、筆者らはいまだ結論を出していない。ただ言えることは、このようなことは、現在の目録構造においては、断片

システムが推奨する記述方式は、政府記録の管理であろうと、個人記録の管理であろうと適切にこれを行うことができる」と言っているが、それは「記述方式」という、より広い表現によってあいまいにされている(p.11)。この疑惑は印象論に過ぎないといわれればそれまでだが、pp.12-13に記載された、Jane E. Citizen文書の事例(おそらく説明をわかりやすくするために創作された事例)は、より決定的である。これは、もともとあまりよく管理されていない個人文書をシリーズ編成する困難さから、シリーズレベルの記述を行わずに整理した事例である。"Describing Archives in Context: A Guide to Australian Practice." (Consultation Draft by the Australian Society of Archivists, Committee on Descriptive Standards 2003).

<http://www.archivists.org.au/cds/Series%20system%20codification%20-%20August%202003.pdf> を参照(2006.9.7アクセス)。

²³ カナダのワロー(Jean-Pierre Wallot)は、「・・・一つ一つの資料(item)、あるいはそれぞれのシリーズは全体との関連の中ではじめて十分に理解される」として、アーカイブズ記述において、記録群の全体性の中に位置づけることによって個別資料を理解することの重要性に言及している。これが真理であれば、ワローの言うように「個々の文書は歴史の過程を理解するうえでほとんど役に立たない。そうであるならば、断片的資料をアーカイブズに所蔵する意味も疑わしいということになるのではないだろうか。Jean-Pierre Wallot(著)、塚田治郎(訳)『現在の歴史を生きた記憶として刻印する アーカイブズ評価選別の新しい視点』(『入門アーカイブズの世界』記録管理学会・日本アーカイブズ学会共編 日外アソシエーツ 2006年) pp.99-100.

²⁴ 沖縄県公文書館の目録データベースにおける「ガイド」については、豊見山和美「公文書目録データベースにおける階層構造の表現に関する試み～琉球政府文書を中心に～」(『沖縄県公文書館紀要 第3号』(沖縄県公文書館 2001)を参照。

²⁵ 筆者らは、「雑纂」(英語ではmiscellaneous)というシリーズ編成は、シリーズ概念を厳密に設定する場合にはあり得ないものと考えており、その意味でもこの措置は妥協の産物であったが、個々の私文書のシリーズ編成においてもやはり、断片的資料が多いという私文書一般に見られる特徴から、雑纂というシリーズを設けざるを得ないことが多かった。

的な資料を数多く蓄積していく過程で、必ず出来ず問題であるということである。

もうひとつ、資料のガイド上の位置決定における問題は、刊行物をどのように扱うか、ということである。沖縄県公文書館の目録データベースは、文書と刊行物を別々のガイドに収める仕組みであるが、個人文書に含まれる出版物を、その個人特有の資料と見なし、文書資料の配下に収めるか、あるいはやはり原則に従って刊行物のガイド下に置くか、実状はどちらもあり得る。筆者らは、出版物については、特別の書き込みやその他本人による付加情報がない限りは、刊行物のガイドに属させたが、これまでの登録では文書扱いとしている事例も多く、検索者にとっては事前の予測がつかない。重複本においては、書誌が分裂しているケースもあるので、重複チェックは最終的には現物確認を行っている。(コラム6:「刊行物とシリーズ」参照)

2-3 図書館において私文書の整理は可能か

筆者らは可能だと考えている。「はじめに」や第1章でも触れたように、図書館は私文書を含めた郷土資料(地域資料)を収集してきた実績がある。それは日本においてアーカイブズの整備が立ち後れたから仕方なく図書館が引き受けてきたのだ、という消極的な理由ではなく、図書館法に裏付けられた正当な業務として積極的に行ってきたのである。²⁶ 日本に比べ、アーカイブズの整備がはるかに進んでいるといわれるイギリスやアメリカにおいても、図書館が地域の資料を収集・保存・整理・公開してきた事実を考えると、「図書館がアーカイブズの本来業務を肩代わりしてきた」という主張には根拠が薄いことがわかる。それでも、図書館において地域資料を扱うことに対する疑問が残るとしたら、2つの論点が考えられる。ひとつは、およそ文書というものは、公文書にしる、私文書にしる、いわゆるアーカイブズ的な手法によってのみきちんとした整理ができるのであって、図書館では適切な整理ができない、という手法論。もうひとつは、手法論と関連するが、図書を扱う司書と、文書を扱うアーキビストの専門性の違いから、文書はアーキビストに委ねべきだという専門職論である。

2-3-1 アーカイブズ的手法と図書館的手法

私文書整理にはアーカイブズ的手法を採るべきであり、従って私文書はアーカイブズの管轄である、という手法論からする疑問に対しては、司書がアーカイブズ的な手法を学んだ上で私文書を整理する、という回答をすれば、それで解決がついてしまうことである。だが、ことはそう単純ではないと思われる。第1章で見たように、たとえばシリーズの問題ひとつをとってみても、ISAD(G)やオーストラリアのシリーズシステムといったアーカイブズ的手法は、公文書であればいざ知らず、私文書の整理には必ずしも全面的に適用できない。そこで次に問題となるのは、それでは図書館学の方法で果たして私文書の整理ができるのか、ということであろう。

現在図書館で使われている分類法の一つに十進分類法がある。十進分類法とは、あらゆる知識を0~9の数字を用いて十に分類し、それらを更に0~9に分けるということを繰り返して細分化させていく。十進分類法により、人類のすべての知を分類できるという前提である。図書館の主題分類が、私文書の原秩序を乱す、という心配も無用である。特殊文庫においては十進分類法に加え、更に特別な記号を付加し別置するという方法も可能であるし、コンピューターシステムでオリジナルの配列が確認できるような工夫をしておけば、

²⁶ 第1章で触れたように、図書館においては、地域に関係する物であれば、「郷土資料」として、印刷物、非印刷物を問わず、収集してよいのである。地域資料収集の事例として、物価変動の資料としてチラシを収集する場合も有れば、お土産の包装紙などの収集例もあり、実にさまざまである。

特に一箇所にまとめて置く必要もない。特定の文庫内において、それぞれシリーズ編成にしばられず、「書簡」「写真」「日記」「メモ」「蔵書」という自由な分類を行うことも可能である。オーストラリアアーキビスト協会がまとめたシリーズシステム案内書の草稿において、図書館における私文書整理事例が掲載されている。それは、ある私文書が、それぞれ資料1点ごとに1シリーズを設けなくてはならないような状況であったため、シリーズ整理を断念する代わりに図書館の主題分類を施し、さらに当該人物の活動にちなむキーワードをリンクしたというケースである。²⁷ 日本の図書館における郷土資料の整理においても、各館の事情に合わせた独自の郷土資料分類体系があるし、また、その個人資料特有のキーワードを付すことも可能である。図書館学的な分類の優れているところは、断片資料であっても資料宇宙のどこかに位置づけることができる点である。一点ものの写真であれ、辞令書であれ、書簡やはがきであれ、地域の歴史や文化を背景に生まれた資料として一定の分類のもとにグループ化できるのである。²⁸

2-3-2 専門性の問題

司書は図書を整理する専門職であり、文書整理はアーキビストの領域である、という議論もある。ここで考えなければならないのは、図書館司書についてはすでに久しく資格制度があり、有資格者の層も厚いが、アーキビストについては、そもそも現在の日本に専門職制度が存在するといえるのかどうか、という点である。答えは残念ながら否、である。もちろん、資格制度はなくとも各地の公文書館で実質的な専門職として実務を行っている人々を「アーキビスト」と呼ぶのに躊躇はないが、図書館界と比較するとあまりに層が薄い。整理手法にしても、図書館司書が達成しているスタンダードのことを考えると、公文書館側はまだまだ試行錯誤の段階であることは率直に認めなければならないだろう。そのような状況で「司書に私文書整理は無理」と言ったところで、生産的な結果には結びつかまい。むしろ、「図書は図書館、文書は(公)文書館、モノ資料は博物館」という根拠のない三分法にとらわれず、オープンな心で現実を眺め、図書館界が地域資料のために行ってきたこと、また、これから行うことができるであろうことを正當に評価し、協力できるところは協力していく姿勢を持つようにしたいと思う。

終わりに

沖縄県公文書館は、平成19年4月から、指定管理に移行することが決定している。それに伴い条例及び規則の改正が行われた。また、指定管理者公募に際しては、「沖縄県公文書館運営基本方針」(平成18年8月25日総務部長決定)が示された。この「基本方針」が斬新なのは、沖縄県公文書館の資料収集において、沖縄県文書が中心であることをはじめて明言していることである。また、それとともに、類縁機関との競合を避け、公文書館設置の目的を踏まえた施策に集中すること、これまでに収集した資料等に関して、改めて

²⁷ "Describing Archives in Context: A Guide to Australian Practice." (註22前掲) pp.12-13. 註22にも書いたが、おそらく架空の事例である。架空の事例を掲載するのは、逆に考えれば私文書においてはそのような事例が多く、典型例としてサンプルを示す必要があったのではないかと推察する。

²⁸ ちなみに筆者のうちの一人(富永)は、註23で引用したカナダのワロー氏の主張に完全に賛成するものではない。図書館に所蔵されるそれぞれ出処もばらばらな断片的資料(例えば写真や辞令書など)も、あるトピックや時代に従ってグループとして眺めれば、歴史的理解や叙述に貢献するものであると考える。ただし、公文書館における公文書整理に限れば、ワロー氏の主張は全く正しいと筆者は考える。つまりは、アーカイブズの整理手法は、公文書をはじめとする組織記録について最適化しつつ発展してきた方法論であり、理念であったというように理解することができるのではないかと。

評価選別を行うこと、を要件としている。これは至極当を得たものであるが、この方針について、筆者らは感慨深いものがある。平成11年度に、沖縄県公文書館の収集方針について、見直しをするべく内部で議論を始めたが、ついに意見がまとまらず、中断してしまったことがあった。今回、指定管理移行を機に、(夏目漱石流にいえば)「外発的」な要因で根本的理念が明示され、業務の在り方も理念を基本に据えたものになろうとしている。これをついに内発的な契機で行うことができなかつたことをわれわれは真摯に受け止めなければならぬと思うのである。

さて、「はじめに」でも書いたように、筆者らは、昨年度の地域資料の仕事を誇りに思っている。次年度以降の方針により、筆者らが限られた能力を尽くして整理した私文書が、あるいは県立図書館などの類縁機関に移管されることもあるかもしれないが、それが県民にとってよりよく奉仕する道であれば、満足である。²⁹

²⁹ 資料へのアクセスの面からは、図書館にあったほうが利用者にとっては利便性が良い。沖縄県立図書館所蔵の資料であれば、県内8市1町の公立図書館の蔵書データと結んだ総合目録で検索できる。また、国立国会図書館が主催する総合目録ネットワークシステム(国会図書館及び全国の都道府県立、政令指定都市立図書館がデータ提供する一大総合目録)においても検索できる。従って、資料を探している人の検索の網にかかる確率が非常に高い。さらに公文書館資料は、基本的に館まで閲覧に来てもらわなければならないが、図書館界の場合は相互貸借のシステムを発達させているので、県内離島はもちろんのこと、他府県の利用者であっても、最寄りの図書館を通じて、その資料にアクセスすることが可能なのである。

補論：コラム1～6

コラム1：重複していく刊行物

一例としてオキナワグラフを挙げておく。沖縄の世相を写真で伝える同誌は、1958年創刊の歴史の長いグラフィック・マガジンである。沖縄県立図書館が創刊号より収集を続けているが、沖縄県公文書館でも開館当時から収集を続けている。同誌が長く続いていることと、また、ポピュラーでもあることで、私文書中に含まれていることが多い。オキナワグラフで、文書資料として登録されているのは湧川清栄文書の「著作・関連書籍シリーズ」中に1冊、フライマスコレクションの「刊行物シリーズ」中に84冊、その他は刊行物として登録されている。湧川清栄文書「著作・関連文書シリーズ」に含まれる1冊は、湧川自身の著作物が含まれているために、筆者らは刊行物一般にプールせずに文書扱いとしたものであるが、このように刊行物とは別扱いにする措置は、重複を厭わない前提で行うものであるから、整理法として正しかったかどうか、今も確信は持てないでいる。また、フライマスコレクションの84冊は、「『コレクション』」というはまとまっているから付加価値が出るのであって、1冊1冊の収蔵状況を調べて、重複部分を受け入れないというのは好ましいやり方とは言えない」という考え方に基づいて、やはり重複を厭わず受け入れたものである（仲本和彦「海外からの“地域資料”の受け入れ：『フライマスコレクション』の受贈手続きを通して学んだこと」『沖縄県公文書館紀要 第5号』（沖縄県公文書館 2003年）p.28註9参照）。現在のところ、重複登録されているオキナワグラフが35件確認でき、特に1965年8月号は、「湧川文書」、「フライマスコレクション」、そして「刊行物」の3つのガイドに書誌が分裂している。この方式が続けば、オキナワグラフに限らず刊行物の重複登録は今後も増加していく。

コラム2：私文書中の刊行物

照屋栄一文書（戦後沖縄の行政機構の研究者として知られる故照屋栄一氏が生前に寄贈）は、点数からいえば全体の三分の一強にあたる657件がArchasに登録されている。シリーズ内訳は、行政刊行物133件、行政以外の刊行物372件、扁額7件、写真23件である。照屋栄一文書に期待されるエッセンスは、照屋氏の研究業績からして、沖縄県公文書館が所蔵する琉球政府文書や県公文書を補完するような、行政に関する文書類であると考えられる。現在登録され、インターネット上で公開されている刊行物には、「佐賀県立博物館年報」、「趣味の園芸」、「長崎県立図書館要覧」、「統計学入門」、「働く青少年の生活指導」、「日本男性論」などといった図書類が混じっており、整理に際して優先順位を明確にするべきであったかと思う。一般的に、文書の整理の方が、シリーズ化などの目録編成作業を行う分、刊行物の整理よりも時間が余計にかかるものであるので、おそらくは作業効率の良い刊行物を優先して登録した結果かと思われる。

コラム3：上流の水質良好 財団法人郵便貯金住宅等事業協会文書について

米占領下で凍結された戦前・戦中の郵便貯金補償のため拠出された公金と借入金をもって設立・運営され、戦後沖縄の住宅難の解消という公的な役割を果たしてきた法人の組織文書である（詳細は、「財団法人郵便貯金住宅等事業協会文書（郵住協文書）について」『沖縄県公文書館だよりアーカイブズ 第29号』（沖縄県公文書館 2006.10）p.2を参照）。

それは沖縄県の住宅政策を補完する事業の遂行により作成・保管され、また、占領という沖縄の特異な歴史を証するものでもある。したがって、沖縄県公文書の周縁に位置する文書であるということができ、沖縄県公文書館の公文書資料を理解するうえで有用な情報を付加する資料であると評価できる。

本来ならばこのような組織文書は、組織記録＝アーカイブズとしてその組織自身が保管すべきであるが、当該法人が解散する予定であり、事業自体を引き継ぐ法人が存在しないこと、当該記録類が沖縄県公文書館の所蔵・公開する公文書を調査し、理解するうえで参考となるものであることに鑑み、沖縄県公文書館で収集するのが適切であると考えられた。

しかし、団体を対象として意識していない「沖縄県公文書館収集基準」の範囲ではこれらを収集することが出来ず、通常の収集であれば収集基準の該当項目を添えて館長に収集の伺いをするのであるが、郵住協文書については特別に理由書を作成、添付した。

郵住協文書は、収集に際して現地における調査と評価選別を行い、文書を10分の1程度に絞り込んだこと、組織文書であるため、シリーズ編成やファイルレベルの整理によくなじんだこと、などから受贈から1ヶ月足らずで公開することができた（2006年7月1日受贈、同7月29日公開）。このスピードを支えたのは、組織の記録管理である。郵住協の文書は、類別に簿冊あるいはファイル管理をされていたため、組織の沿革や重要決定を証拠立てる文書を選別しやすかった。また、整理に際しても、原組織の記録管理をベースに行うことができ、その分スムーズに進んだといえる。

このエピソードから一般的な示唆を得ることも可能である。つまり、記録管理の質が、アーカイブズの評価選別や整理の質を決めるのである。あるいは、こういう見方もできる。アーカイブズ業務（評価選別・整理など）の質を一定にするという前提であれば、記録段階での資源投入とアーカイブズ段階での資源投入とは、トレードオフの関係にある。記録管理が不十分だとアーカイブズがそれだけ労力を投入しなくてはならない。逆に記録の知的管理のためにそれなりの投資（職員の労力、制度維持の努力など）がなされていれば、川の下流側にあるアーカイブズとしては、本来、川の上流側で行わなければならない仕事で補完する労苦からは解放されるのである。

コラム4：地域資料整理計画

地域資料整理計画 (2005年8月案)

文書	受入年月日	ボリューム (件数、整理済 以外は確定)	リスト	データ	シリー ズ化	その他・備考
1 比嘉太郎文書	H7.11.17	372	完了	完了	作業中	企画展終了までに公開
2 平良幸市文書	H7.12.13	741	完了	細目入 力中	完了	要修復資料の 特定中
3 松岡政保文書	H.8.1	426	完了	完了	未	写真資料の取 捨選択及び保 存措置が必要
4 稲嶺一郎文書	H9.7.15	5464	完了	未	未	大規模な取捨 選択が必要
5 復帰協文書	H9.5.15	860	完了	完了	?	個人情報チェッ ク作業中
6 大城立裕文庫	H12.3.12	5763	完了	完了	完了	個人情報チェッ ク待ち
7 那覇地裁文書	H14.8.27	545	完了	未	未	公開済み
8 湧川清栄文書	H15.10.31	920	完了	未	未	平成16年度委 託整理 取捨選択が必要
9 郵住協文書	H17.7.1	139	完了	完了	完了	公開済み

地域資料整理計画 (2006年3月案)

文書	受入年月日	ボリューム (件数、整理済 以外は確定)	リスト	データ	シリー ズ化	その他・備考
1 平良幸市文書	H7.12.13	741	完了	完了	完了	H17/10/6 公 開済み
2 比嘉太郎文書	H7.11.17	372	完了	完了	完了	H18/1/6 公 開済み
3 大田政作文書	H12.8.29	126	完了	完了	完了	H18/1/11 公 開済み
4 郵住協文書	H17.7.1	139	完了	完了	完了	7/29公開済み
5 大城立裕文庫	H12.3.12	5763	完了	完了	完了	個人情報チェッ ク待ち
6 松岡政保文書	H.8.1	426	完了	完了	完了	写真資料の取 捨選択、デー タ詳細チェッ ク、所蔵者との 契約必要
7 湧川清栄文書(2期寄贈分)	H15.10.31	920	完了	完了	完了	取捨選択済み、 データ最終チェッ クのうえ、公 開起案のこと。
8 稲嶺一郎文書	H9.7.15	5464	完了	未	未	大規模な取捨 選択実施中 H18/1~
9 復帰協文書	H9.5.15	860	完了	完了	?	個人情報チェッ ク作業完了、 取り扱い分類 必要
10 湧川清栄文書(1期寄贈分)	H8	8箱	-	未	未	H16年度の委 託事業からは 何故か除外さ れている
11 対米請求権協会文書	H8.5.27	921	完了	未	未	個人情報の特 定と文書のシ リイズ化必要
12 照屋栄一文書	H13.8.31	1561	-	未	未	大規模な取捨 選択が必要、 特に蔵書
13 那覇地裁文書	H14.8.27	545	完了	完了	完了	ほぼ整理済み。 公開基準に従っ て公開/非公 開の判定を行 い、Archas 搭載、公開す ること。
14 喜屋武真栄資料	H8	333箱	-	未	未	文書類のリス ト作成、評価・ 選別、シリー ズ化必要。蔵 書類は排除対 象。
15 屋良朝苗文書	H18.3	163点、 17,000 ページ	完了	未	未	マイクロフィ ルムと複製本。 個人蔵書のチェッ クが必要。

筆者らは、未整理資料の調査が進むにつれ、また、計画案に挙げられた文書の整理が進むにつれ、この計画案を改訂していった。結果として、平成17度中に5回更新した。当初、このリスト上の文書を片付けるには5年かかるだろう、という見込みを持っていたが、年度の終わりには予測の2～3倍のスピードで整理が片付いており、気分が明るくなったものである。

コラム5：私文書シリーズ化における複数の分類軸

資料群	シリーズ名	数量(件)	分類軸
比嘉太郎文書	戦時資料	16	時期・主題
	沖縄戦関係文書	29	主題
	沖縄救済運動関係文書	11	活動
	日系人の権利に関する文書	87	活動
	映画『ハワイに生きる』制作上映関係文書	9	活動
	『移民は生きる』出版関係文書	220	活動
	『ある二世の轍』出版関係文書	18	活動
	写真資料	39	メディア
	原稿・草稿類	21	形式
	書簡	41	形式
	日記	5	形式
	新聞切り抜き	78	活動
	移民史研究に関する文書	14	活動
	参考資料	6	活動
雑纂	25	整理上の便宜	
大田政作文書	台湾関係資料	8	主題
	行政主席時代の文書	30	時期・活動
	弁護士活動関係文書	9	時期・活動
	政党活動関係文書	4	時期・活動
	沖縄の施政権返還関連文書	12	主題
	原稿・草稿類	12	形式
	書簡	10	形式
	著作	6	活動
	メモ	3	形式
	辞令・証書類	3	形式
	書状類	7	形式
	雑纂	3	整理上の便宜
	参考資料	7	活動
	切り抜き記事	21	活動・形式
平良幸市文書	米太平洋総司令部文書	1	出处
	西原村長時代の文書	2	時期・活動
	沖縄民政府議会議員時代の文書	3	時期・活動
	沖縄群島議会議員時代の文書	10	時期・活動
	立法院議員時代の文書	151	時期・活動
	沖縄県議会議員時代の文書	31	時期・活動
	沖縄県知事時代の文書	55	時期・活動
	社会大衆党関係資料	21	時期・活動
	書簡	4	形式
	原稿・草稿類	32	形式
	辞令書	3	形式
	雑纂	12	整理上の便宜
	写真	1	メディア
	スピーチ	52	活動・形式
	ノート・資料	120	活動・形式
	切り抜き記事	158	活動・形式
参考資料	67	活動	

ここに筆者らが実際に整理した私文書のうち、3つを選んでそのシリーズ体系を示したが、別のチームが整理にあたったとしたら、これとは異なるシリーズ編成が行われるであろう。分類軸の採り方は、それこそいくらでも考えられる。また、現在の筆者らが同じ作業をした場合も、これとは多少違ったものになることも大いに予想される。たとえば、筆者らはその後、シリーズにおいて「雑纂」という分類はあり得ない、という考えに至ったので、たとえシリーズ配下の資料点数が少なくなろうと「雑纂」シリーズを分解していくつかのシリーズを設置しようと試みるかもしれない。あるいは、既存のシリーズになんとか帰属先を求めようとするかもしれない。

コラム6：刊行物とシリーズ

ガイドの編成上、私文書は文書資料の下位に属し、さらに私文書コレクションの下にシリーズを編成、1点ごとのタイトルをとる目録構成になっている。しかし、このルールですべての資料を整理すると、刊行物については、もとの所蔵者ごとにガイドが異なるため、複本の登録が出来なくなる。そのため、Archasでは、出処の概念から離れ、刊行物という項目を設け刊行物はその下に収めることができるようになっている。しかし、本文で述べたように、県公文書館ではガイドを刊行物にプールにするか私文書のガイドに入れるのか、明確なルールがない。下記はいくつかの事例である。

平良幸市文書・・・刊行物は刊行物のガイドにプールにした。

照屋栄一文書・・・刊行物は照屋栄一文書のガイドに収められている。

岸秋正文書・・・新しい刊行物はプールに収められた。但し、古い資料は岸秋正文書のなかの古典籍シリーズに収められている。

県文書整理担当者たちは、沖縄県の行政刊行物については逆に、刊行物ガイドに属させるよりも、公文書のプールの中で齊一的に扱うほうがよいのではないかというアイデアを現在話し合っているところである。ひとつの理由としては、県の行政刊行物は定義上、県の公文書に含まれるので、保存期間を定め、ライフサイクルに組み込んでしまえば、敢えて分離して扱う必要がないであろうということである。もうひとつの理由は、担当者たちのシリーズに関する理解が深まりつつあり、行政刊行物を公文書のシリーズの一環として取り込むことに肯定的な予感を持ちつつあることである。ただし、すでに刊行物ガイド下に登録された行政刊行物5万点余から沖縄県のものを選び出してシリーズに編成していく作業の膨大さを考え、いまのところこのアイデアは理論上のものに留まっている。